

無料

貸付自粛制度

〈貸付自粛制度とは〉

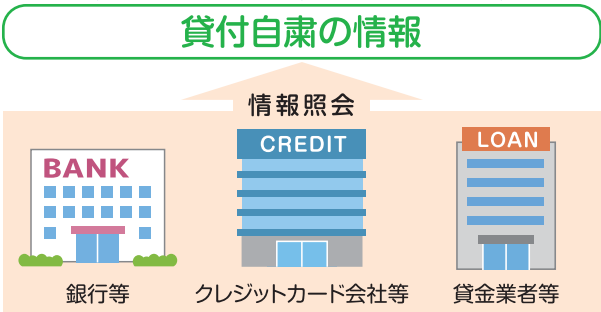
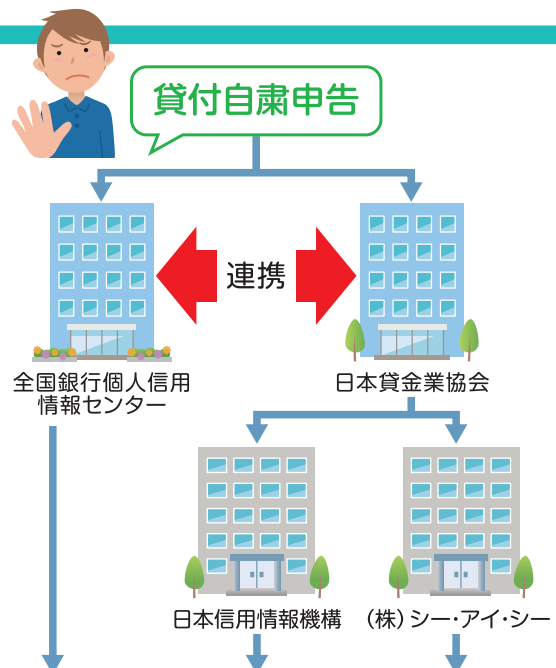
◎ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、自らを自粛対象とする旨を当協会に対して申告していただきます。

※自粛対象者とは、ご本人が貸金業者に対し金銭の貸付けを求めてもこれに応じないこととするよう求める対象となる個人をいいます。

◎当協会は、上記申告情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供します。

◎登録手数料はかかりません。

(郵送申告は申告書控への返信用切手【簡易書留分】が必要)



〈手続き方法〉

- Webによる申告
 - ◆ホームページから必要事項を入力のうえ送信してください。
 - ◆本人確認書類の撮影が必要です。
 - ◆送信後、申告者の方に平日の日中電話で「本人確認」をさせていただきます。
- 郵送による申告
 - ◆申告書・本人確認書類・返信用切手(簡易書留分)が必要です。
 - ◆申告書が当協会に到着した後、申告者の方に平日の日中電話で「本人確認」をさせていただきます。
 - ◆申告書はホームページから取得することができます。
- 来協による申告
 - ◆最寄りの支部に本人確認書類をご準備の上お越しください。
 - ◆尚、事前に各支部の開所日時を必ずお電話で確認してください。
- 貸付自粛の登録内容
 - ◆氏名・性別・生年月日・住所・携帯電話番号(または自宅電話番号)・勤務先名・勤務先電話番号
- 登録の有効期間
 - ◆個人信用情報機関に登録されてから5年以内
- 登録する個人信用情報機関
 - ◆(株)日本信用情報機構
 - ◆(株)シー・アイ・シー
 - ◆全国銀行個人信用情報センター
- 撤回の制限
 - ◆当協会が個人信用情報機関に対して自粛情報の登録を依頼した日から3ヶ月間は撤回出来ません。
- 本人確認書類
 - ◆運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード(通知カードは不可)、各種健康保険証、パスポート、年金手帳、各種福祉手帳等。
 - ◆来協の場合は原本提示。郵送の場合は氏名、住所、生年月日の記載があるもののコピー(印刷が鮮明なもの)をお送りください(但し一部原本をご用意いただく場合もございます)。※いずれも有効期限内である必要があります。
 - ◆氏名・住所・生年月日のあるもの2点必要です。
 - ◆詳しくはナビダイヤルまたはホームページにてご確認ください。

申告できるのはご本人のみです。

ご家族が手続きすることは原則できません。(ただし法定代理人等の場合を除きます)

<代理人等が申告できる場合>

- ①法定代理人(未成年者の親権者、成年後見人等)である場合。
※自粛対象者との関係がわかる書類(戸籍全部事項証明書等)が必要です。
 - ②自粛対象者が所在不明(失踪中)である場合の配偶者または親族の場合
※自粛対象者との関係がわかる書類の他に、自粛対象者が所在不明である事が客観的な事実により証明できる書類の提示が必要です。
- ◆代理人等が申告する場合は他にも条件がありますので詳しくはナビダイヤルまたはホームページにてご確認ください。

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝休日・年末年始休業日を除く)

日本貸金業協会

検索

<https://www.j-fsa.or.jp>



貸付自粛



日本貸金業協会

Japan Financial Services Association

貸金業に安心と信頼を

貸金業界の自主規制機関

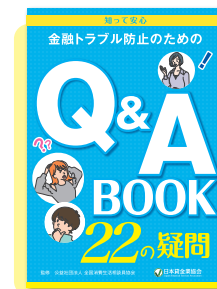
平成19年12月に内閣総理大臣の認可を受けて設立された日本貸金業協会は、協会員への指導等を通じて消費者の皆さまの利益の保護と貸金業界の健全化をはかります。

皆さまの身近な相談機関

消費者の皆さまが気軽にご利用できる相談・紛争解決窓口を開設。借入れ・返済などに関するご相談や貸金業者に対する苦情などもお受けしています。

消費者啓発

消費者啓発にも積極的に取り組んでいます。



啓発資料も無償で配布

当協会のホームページにてお申込みを承っております

公益財団法人消費者教育支援センター主催の「消費者教育教材資料表彰(第8回)」において優秀賞を受賞しました。

消費者啓発に関するお問い合わせ先

〒108-0074

東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3階
日本貸金業協会 教育研修部 消費者啓発課



消費者啓発

TEL 03-5739-3018

ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp>

E-mail keihatsu@j-fsa.jp

FAX 03-5739-3027



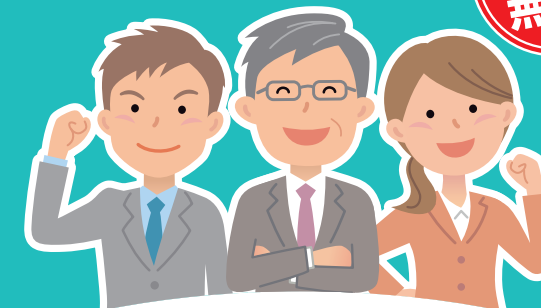
日本貸金業協会

Japan Financial Services Association

貸金業相談・紛争解決センター

ご案内

相談無料



ご本人だけでなく、ご家族、友人、知人からでもご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!



0570-051-051

貸金業界の自主規制機能を担う日本貸金業協会です。



日本貸金業協会の証であるシンボルマークが「安心・信頼の目印」として役割を果たしています。

受付時間：9:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始休業日を除く)

日本貸金業協会

検索

ホームページ <https://www.j-fsa.or.jp>



「一人で悩まずに」 ご本人だけでなく、ご家族からのご相談いただけます。

相 談

無料

〈一般相談〉

「登録業者かどうか確認したい」「契約内容に不明な点がある」「ヤミ金融への対処法を教えてください」などの相談を受け、適切な助言を行います。

〈債務相談〉

「多額の借金を抱え返済に困っている」「借金の整理方法がわからない」といった相談には、債務状況や返済能力などを把握した上で、必要な助言や他の相談機関の情報提供などを行います。

※契約書等の借入内容の分かる書類を用意してご連絡ください。



多重債務の改善や再発防止のための「生活再建支援カウンセリング」・家計の見直し

無料

〈生活再建支援カウンセリング〉

「借金は整理できたが家計管理が苦手で今後の生活が不安」「依存症（ギャンブルや買い物等）が克服できない」といったケースには、再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行っています。

〈例えば〉

- ・ギャンブルがやめられない・浪費癖がある
- ・金銭感覚がない・頼みや誘いを断れない

行動パターン改善

- ・依存行動の克服
- ・対人スキル改善

家族への心理的支援

- ・本人に対する不安の軽減
- ・本人との関わり方の改善

家計の健全性回復

- ・家計収支改善による返済計画構築
- ・生計を維持するためのスキル習得
- ・将来の生活設計等



〈家計の見直し〉

家計に潜むリスクや、家計の計画的管理の向上を支援します。
 当協会ホームページに「家計やりくりチェック」などを掲載していますのでご覧ください。

苦 情 処 理

無料

有料 紛争解決手続 (ADR)

〈苦情処理〉

1. 貸金業務等のトラブルに関して、契約者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の原因があった場合は、苦情としてこれを受け付けます。必要に応じ事実確認・業務の是正や改善を求めます。
2. 苦情が解決しない場合、紛争解決手続（ADR）への移行申立が可能となっています。

〈紛争解決手続 (ADR)〉

紛争解決手続は、契約者等と貸金業者との間の紛争につき、指定紛争解決機関である日本貸金業協会の紛争解決委員（弁護士）が中立公正の立場で両当事者の交渉を仲介し、和解案を提示して和解による解決を図る制度です。

■貸金業相談・紛争解決センター（直通）

03-5739-3861

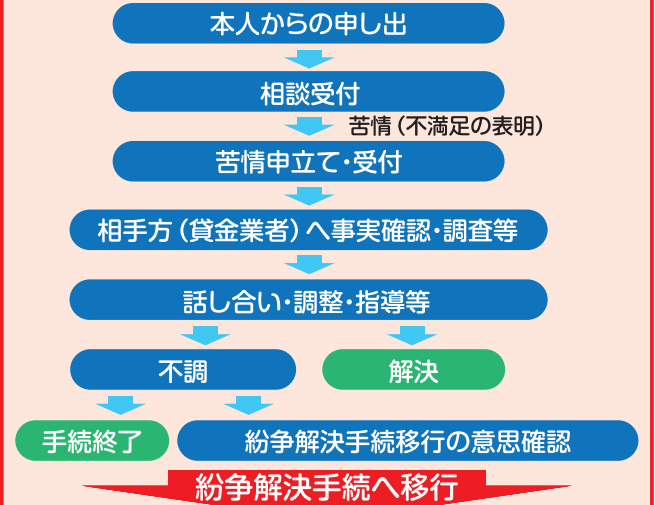
紛争解決手続の手数料（申立人が契約者等の場合）

※申立人（契約者等）と相手方（協会員等）は同額

請求の価額 (単位：万円)	手数料 (単位：円)	請求の価額 (単位：万円)	手数料 (単位：円)
100以下	2,000	2,000超 2,500以下	25,000
100超 300以下	6,000	2,500超 3,000以下	29,000
300超 500以下	8,000	3,000超 3,500以下	33,000
500超 800以下	11,000	3,500超 4,000以下	37,000
800超 1,000以下	13,000	4,000超 4,500以下	41,000
1,000超 1,500以下	17,000	4,500超 5,000以下	45,000
1,500超 2,000以下	21,000	5,000超	50,000

苦情処理手続のフロー

無料



有料 紛争解決手続 (ADR) のフロー

※申立人が支払う手数料は請求の価額に応じて変わります。左記の表をご参照ください。

